

組合そくほう

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>

信州大学教職員組合

URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

信州大学教職員組合事務局
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)
内線：811-2341
akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

通算 811 号 2015 年 2 月 27 日発行

退職手当改正

平成 26 年 11 月 12 日に国家公務員の退職手当法が改正されたことに伴い、これに準拠した信州大学教職員の退職手当を変更する案[㊤]が法人から示されました。組合は 2 月 19 日に法人と交渉を行いました。退職手当を減額される人はいない(多くの人は増額されます)ため、退職手当規程の変更について妥結しました。

今回の改正によって影響を受けるのは平成 27 年 4 月 1 日以降に退職する方に限られます。退職手当法の改正の理由は、平成 26 年人事院勧告により平成 27 年 4 月 1 日からの俸給月額が平均で約 2%引き下げられることになっており、これに伴い退職手当も減額[㊦]となるため、その代替措置ということです。年俸制教員については、今回の変更に伴い生涯賃金を再度計算しなおして、月給制教員の生涯賃金と比較して不利益が生じないようにします。

退職手当については、平成 24 年の法改正により段階的に引き下げが行われてきましたが、今回の改正に伴って減額される人はいません。具体的な額は職種・勤続年数などにもよりますが、参考までに

C 課長補佐の場合の試算(平成 29 年 3 月 31 日定年退職予定)

C さんの定年退職時における退職直前 5 年間の職責は以下の予定です。

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日 12 ヶ月 一般職 4 級

平成 25 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 48 ヶ月 一般職 5 級

(未来については現状から変更しないとします)

この場合

① 今回の変更に伴う退職手当の増加額(㊤の額)： ¥435,000

② 基本給月額の引き下げに伴う退職手当の引下額(㊦の額)： 約¥380,000

となり、C さんの受け取り予定額の変化は①と②の差の約¥65,000 となります。今回の変更は㊦による引き下げを補填するためのもので、C さんの場合は増加になりました。

多くの方の退職手当は増加しますが、増加額は級の高い人ほど大きく、級の低い人はあまり変わりません。組合としては、法人に対して国家公務員に完全準拠の方針を捨てて、国立大学法人として主体的な経営を行うことを強く要望します。

今回の退職手当の増額は『特殊要因運営費交付金』で措置されるため、普段の大学運営に使われる『運営費交付金』への影響はありません。

教職員共済

断然有利！詳細は <http://www.kyousyokuin.or.jp/>へ